

# 堆肥化容器・水切りバケツ 生ごみ処理機・粉碎機の 購入費を補助しています

家庭から出る可燃ごみの年間排出量の約3割以上を生ごみが占めていると言われており、生ごみ減量化に対して、生ごみ処理機、堆肥化容器、水切りバケツなどを用いた家庭での取り組みなどが、重要になってきています。

また、庭木の剪定枝の処理も可燃ごみとして処分しないで、粉碎機を利用してチップを有効活用することが、ごみの減量化につながります。

美濃加茂市では、生ごみや剪定枝の処分を目的とした廃棄物処理機器の購入の補助金を交付しています。ぜひ、ご利用いただき、ごみの減量にご協力をお願いします。

## ポイント1 堆肥化

堆肥化容器や生ごみ処理機などで処理した生ごみは、有機肥料になって家庭菜園やプランター栽培に使えます。



## ポイント2 ごみの減量化

生ごみの減量化により、ごみ袋の購入費が抑えられて、ごみ出しの回数も減ります。



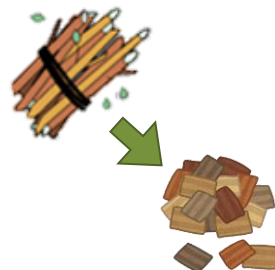
## ポイント3 清潔な台所へ

生ごみを出し損ねても、処理場所に困らず台所やシンクも清潔になります。



## ポイント4 剪定枝の活用

粉碎機を使用して、小枝等をチップにして、堆肥化や土壌改良材として利用することができます。



**申請期限** は **購入日** から **3ヶ月以内** です

ただし、令和7年度中に購入したものに関しては、購入日から6ヶ月以内又は令和8年6月30日までの、いずれか早い日まで、交付申請をすることができます。

★詳しくは、裏面の補助金制度の概要をご覧くださいか、下記 問合先まで

問合先:美濃加茂市役所環境課

TEL:0574-25-2111 内線 307

# 美濃加茂市家庭廃棄物処理機器購入補助事業

**目的** 家庭から排出される廃棄物(生ごみ、庭木等)の減量化を推進するため、廃棄物を処理する機器を購入された場合、補助金を交付します。

**補助対象者** 市内に住所を有し現在も居住している人で、処理機器を購入した人。ただし市税等に滞納のない人。なお、粉碎機については、自治会等も申請可能です。

## 対象機器

機器名	構造	補助金額 ※ポイント支払分は 補助対象になりません	補助要件
堆肥化容器	・耐水性・耐久性に優れたもの ・底部がなく、水分が地中に浸透するもの ・悪臭、害虫等を発生させないもの(ダンボール及びバグ型のコンポストは補助対象外です)	1基毎に、購入額の 1/2(100円未満切捨) 1基につき4,500円を限度	1世帯につき2基まで ※補助対象となった堆肥化容器を購入した日から5年を経過して新たに購入した機器は補助対象となります
生ごみ処理機	・分解型または乾燥型 ・電気等の動力を使用したもの	購入額の1/2 (100円未満切捨) 1基につき20,000円を限度	1世帯につき1基まで ※補助対象となった生ごみ処理機を購入した日から5年を経過して、新たに購入した機器は補助対象となります
粉碎機	・剪定した小枝・葉等を粉碎するもの	購入額の1/2 (100円未満切捨) 1基につき20,000円を限度	1世帯または1団体につき1基まで ※補助対象となった粉碎機を購入した日から5年を経過して、新たに購入した機器は補助対象となります
水切りバケツ	・フタにより密閉できるもの ・水分と固形物を分離して取り出せるもの ・ボカシの使用に支障のない素材のもの	1基毎に、購入額の 1/2(100円未満切捨) 1基につき2,000円を限度	1世帯につき2基まで ※補助対象となった水切りバケツを購入した日から3年を経過して、新たに購入した機器は補助対象となります

## 申請手続

### ① 申請書類

補助金の交付を申請される方は、環境課または各連絡所(太田連絡所を除く)にある、所定の様式に必要な事項を記入のうえ、下記の書類を添付して、申請してください。また、市のホームページからもダウンロードできます。

### ② 添付書類

**領収書の写し(購入日、購入金額、購入者氏名(申請者氏名と同じ)、商品名又は型番が明記されていること)**

※堆肥化容器や水切りバケツを2基同時に購入する場合、1基毎の購入金額の内訳が必要です。

## オンライン受付もしています

右記二次元コードから申請ページへ進み、申請してください。

## アンケートにご協力ください

補助申請をされた方に、簡単なアンケートをお願いしています。



**申請期限は  
購入日から3ヶ月  
以内です**

問い合わせ先

美濃加茂市役所 環境課 環境政策係 電話番号25-2111(内線307)